

唐代の贈賻制度について——唐喪葬令を中心として——

劉 可維

贈賻とは喪葬の儀礼に参加する際に喪家に贈る財貨・物品、或いはその儀礼のことである。唐代では贈賻制度は喪葬令によって規定されており、『唐令拾遺』・『唐令拾遺補』に復原された喪葬令からはこの制度の詳細を知ることができる。また、近年、天聖令が発見され、そこには、弔祭の申請及び皇家諸親への賻物の規定が見える。これは、唐代における贈賻制度の研究に対して、新たに基本的な史料を提供するものである。

天聖令発見後、呉麗娛氏はこの新史料を利用し、改めて唐喪葬令を復原するとともに、従来あまり注目されてこなかった贈賻制度に着目した。呉氏は自身が復原した唐喪葬令に基づき、唐代における賻物の受給資格や基準及び申請の手続きなどの問題を論じている。ただし、同氏の研究は主に唐代の贈賻制度の中の個別的な事柄を取り上げたものであり、贈賻を構成する贈・賻の制度を総体として全面的に考察したものではない。よって、まず本論ではこれら二つの形式を分析、唐代における贈・賻の具体的な内容を考察する。また、呉氏は皇家諸親や職事官などに対する賻物賜与の資格如何について検討しているが、「以理去官」や員外官の資格については追究していない。そこで、本論ではこの賻物の受給資格及び標準的な内容についても具体的に追究する。

また、稲田奈津子氏は、贈賻の申請手順に関する呉氏の唐令復原を適切でないと指摘し、復原の修正を行っている。そのため、贈賻の申請の手順についても再検討する必要がある。そこで本論では贈賻の申請に関する条文を分析し、それらを死亡の上奏・賻物の申請・弔祭の申請の三つの内容に分け、死亡した官員に対する贈賻・弔祭の申請手続きを解明する。

以上の考察を行うことを通じて、喪葬令にみえる贈賻の内容・基準および申請の手続きなどの問題を具体的に明らかにし、以て唐代贈賻制度の実態を追究し、唐喪葬令の復原及び喪葬制度研究の深化をはかりたい。